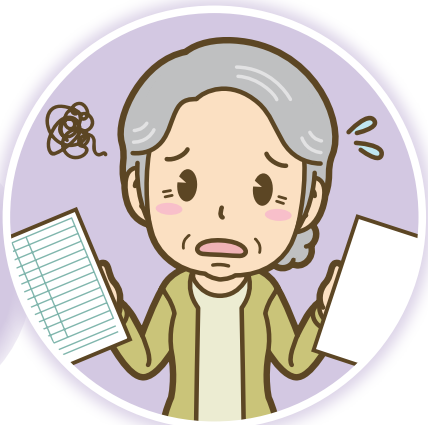


福祉サービスを受けたいけれど
手続きがわからない



訪問販売など
悪徳業者に
だまされやすい
ので見守って
ほしい

こんなことで困っていませんか？

日常的な
金銭管理に
不安があるので
アドバイスを
してほしい



不動産を処分
したいけど
できない

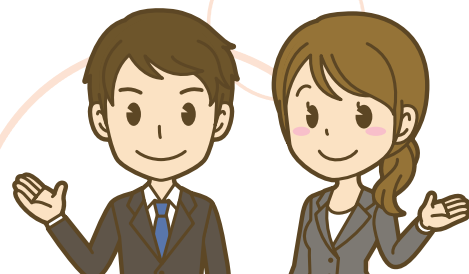
ご存知ですか？

成年後見制度

と

日常生活自立支援事業

1 成年後見制度とは？



成年後見制度とはどのような制度なのですか？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

どのような種類があるのですか？

●判断能力が不十分になる前に→任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。

●判断能力が不十分になってから→法定後見制度

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

成年後見人の役割は何ですか？

- 成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。
- 成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。

法定後見制度の3種類

		後 見	保 佐	補 助
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	—
	申立てにより与えられる権限	—	●特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権	●特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

2 成年後見制度を利用するための 申立てについて

申立ては、どこの家庭裁判所にすればよいのですか？

本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。

管轄の家庭裁判所が分からない場合は最寄りの家庭裁判所におたずねください。

誰が、申立てをすることができるのですか？

申立てをすることができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族（※4）などに限られています。
その他に市区町村長が申立てることもできます。

※4 四親等内の親族とは、主に次の方たちです。

- 親、祖父母、子、孫、ひ孫
- 兄弟姉妹、甥、姪
- おじ、おば、いとこ
- 配偶者の親、子、兄弟姉妹

申立てに必要な書類や費用などは、 どのようになっているのですか？

申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 申立書（※5）
- 診断書（成年後見用）（※6）
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）（※7）
- 登記手数料（2,600円分の収入印紙）（※8）
- 郵便切手（※9）
- 本人の戸籍謄本（※10） など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などをご確認ください。

鑑定について

本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行うことがあります。この場合は、鑑定料が必要になります。

鑑定料の金額は個々の事案によって異なります。

鑑定が必要となる事案では、申立ての時に鑑定料をあらかじめ納めていただくことがあります。

申立てに必要な費用は、鑑定料を含め原則として申立人が負担します。

なお、経済的に余裕のない方については、札幌市による助成金のほか日本司法支援センター（法テラス）による申立書作成費用及び鑑定料の立替えなど民事法律扶助の各種援助を利用できる場合があります。詳しくは巻末ページのお問い合わせ窓口へご連絡ください。

※5、※6 用紙は家庭裁判所で入手できます。また、裁判所ウェブサイトから入手することもできます。

※7 保佐や補助において、代理権や同意権を付与する審判を同時に申立てる場合は、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円分が必要になります。

※8 申立書に貼らずにご提出ください。

※9 金額については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

※10 本人の本籍地の市区町村役場でお取りください。

3 任意後見制度について

任意後見制度とは、どのような制度なのですか？

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。



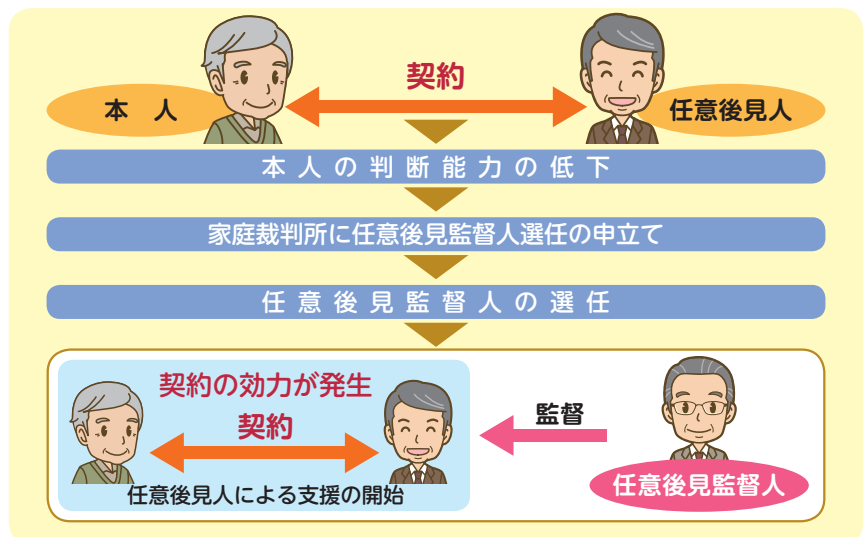
任意後見契約を結ぶためには、どのくらいの費用がかかるのですか？

次のような費用がかかります。

- 公正証書作成の基本手数料（11,000円）
- 登記嘱託手数料（1,400円）
- 法務局に納付する印紙代（2,600円）
- その他（本人に交付する正本等の用紙代、登記嘱託書郵送用の切手代など）

任意後見契約はいつから効力を持つのですか？

- 本人の判断能力が低下した場合は、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族などです。
- 任意後見監督人選任の申し立てをする必要が生じた場合は、家庭裁判所におたずねください。



4 日常生活自立支援事業

利用を希望されるご本人との契約に基づき、認知症や知的障がい、精神障がい等により、日常生活を送るうえで支障がある方へ、福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用のために必要な手続きまたは費用の支払い等の援助を行います。

対象者(次のいずれにも該当する方)

- 認知症等の高齢者、知的障がい、精神障がいのある方で、判断能力が不十分なため、日常生活を送るうえで支障がある方
- 本人だけでは、生活するうえで必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を適切に行うことが困難な方
- 事業の契約の内容について判断できる能力を有していると認められる方

援助の内容

日常的な生活支援サービス

- 福祉サービスの利用のお手伝い
(手続きに関する説明や助言等)

金銭的管理サービス

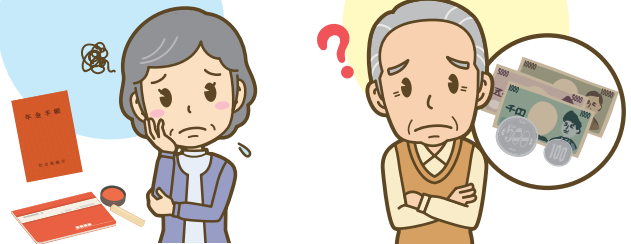
- 公共料金や税金、社会保険料、医療費等を支払う手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 日常生活費の管理のお手伝いや、それに伴う預金の預入、払戻手続き

財産保全サービス

- 年金証書、定期預金通帳等、普段使わない書類等を金融機関の貸金庫でお預かり

通帳などをどこへしまったのか忘れてしまうので不安。

生活費の使い方が難しい。何にどれだけ使えるかわからない。



専門員が訪問して「契約締結判定ガイドライン」に基づくインタビュー調査を実施し、事業の契約を結ぶ能力について確認を行います。

その後、権利擁護審査会で審査（契約の判断、支援内容に関するアドバイス等）を行い、ご本人との契約、支援計画書の作成を行います。

契約後は、登録されている「生活支援員」が支援計画に基づいてサービスを提供します。

利用料金等

利用料金 サービスを利用するには、**1時間につき1,200円**と生活支援員の交通費がかかります（生活保護を受けている方は無料です）。

また、財産保全サービスは**年間3,000円**の利用料がかかります。

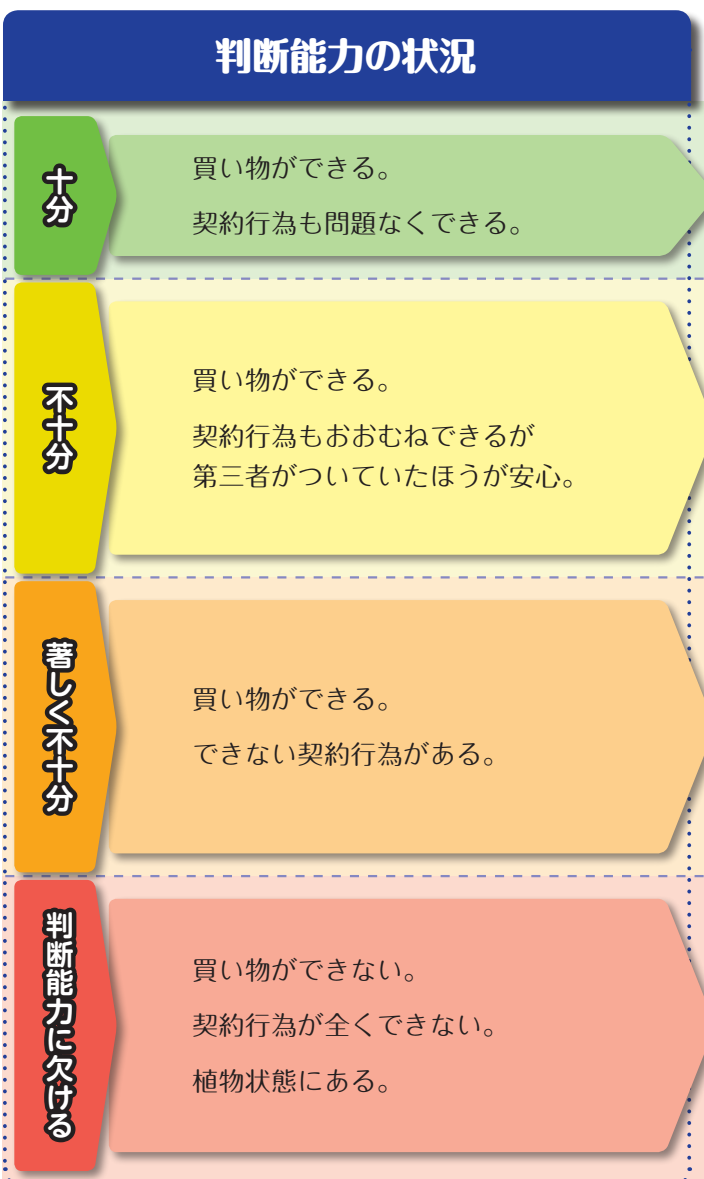
支援日時 月～金曜日（年末年始・祝祭日は除く）午前9時～午後5時

※相談受付日時も同じ

日常生活自立支援事業は、ご本人の利用意思に基づいた契約及び支援です。

ご本人の利用意思や生活状況の確認、他の関係機関との調整や連携を行うため、相談から利用に至るまで時間を要する場合があります。

こんな時には、この制度を！



困っていること

○将来の判断能力が低下したときに備えたい

将来は信頼できる人に財産の管理をお願いしたい



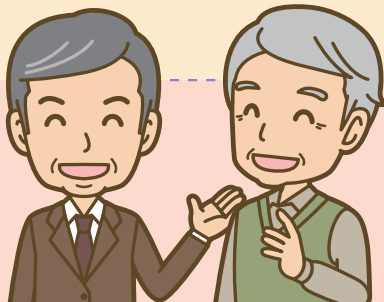
任意後見契約締結

任意後見人とあらかじめ任意後見契約を結んでおきます

任意後見人・監督人の選任により任意後見が開始されます

任意後見開始

自分で財産の管理ができなくなった時は任意後見人が代わりに管理します



任意後見人

この制度を!

成年後見制度
(任意後見)
(P4)

困っていること

○福祉サービスの利用手続きや書類の確認など

○日常的な生活費の管理

福祉サービスの利用の手続きが分からない

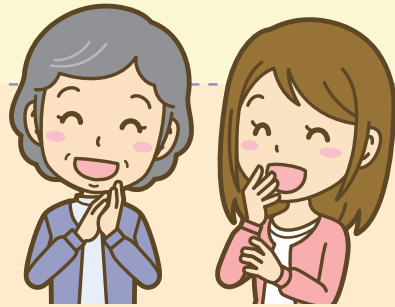
請求書の内容がわからない

公共料金の支払いを忘れてしまう



本人との契約による利用

生活支援員が定期的に訪問して請求書の内容を確認したり日常生活費の管理のお手伝いをします



生活支援員

この制度を!

日常生活自立支援事業
(P5)

お問い合わせ窓口

成年後見制度・任意後見制度について

お問い合わせ先	所在地	電話番号
札幌家庭裁判所 後見・財産管理センター	札幌市中央区大通西 12 丁目	011-221-7410
札幌市社会福祉協議会 札幌市成年後見推進センター	札幌市中央区大通西 19 丁目 1 番 1 号	011-624-6901 (相談受付時間/月~金の 8:45~17:15) 個別相談は要予約
日本司法支援センター札幌 地方事務所(法テラス札幌)	札幌市中央区北 1 条西 9 丁目 3-1 南大通ビル N 1 1 階	0570-078388 情報提供/月~金の 9:00~16:00
札幌司法書士会 成年後見・任意後見相談センター	札幌市中央区大通西 13 丁目 4 番地 中菱ビル 6 階	011-522-6078 (電話相談) (相談受付時間/月~金(祝祭日は除く)の 12:00~15:00)
札幌弁護士会 高齢者・障害者 支援センター「ホット」	札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 札幌弁護士会館 1 階	011-242-4165 【面接相談】 (予約受付時間/月~金の 10:00~12:00、13:00~16:00)
北海道弁護士会連合会 「北海道弁護士ホットライン」	札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 札幌弁護士会館 7 階	011-251-7707 【電話相談】 (相談受付時間/月・金(祝祭日は除く)の 13:00~15:00)
一般社団法人 社労士 成年後見センター北海道	札幌市中央区南 4 条西 11 丁目 サニー南 4 条ビル 2F 北海道社会保険労務士会内	011-518-1165
公益社団法人北海道社会福 祉士会「ばあとあ北海道」	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでの 2・7 4 階	011-213-1313 / FAX 011-213-1314 (相談受付時間/月~金の 9:30~12:00、13:00~16:30)
一般社団法人北海道成年 後見支援センター	札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 1 番 6 北海道行政書士会館内	011-210-0650 / FAX 011-281-4138 (相談受付時間/月~金の 10:00~17:00)
北海道税理士会 成年後見支援センター	札幌市中央区北 3 条西 20 丁目 2-28 北海道税理士会館 3 階	011-621-7738 / FAX 011-642-0476 (相談受付時間/月の 10:00~11:30、13:00~15:30)

(順不同)

任意後見制度の公正証書について

お問い合わせ先	所在地	電話番号
札幌大通公証役場	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2 番地 2 札幌ノースプラザ 6 階	011-241-4267
札幌中公証役場	札幌市中央区大通西 11 丁目 4 番地 登記センタービル 5 階	011-271-4977

日常生活自立支援事業について

(相談受付時間/祝日・年末年始を除く月~金の 9:00~17:00)

お住まいの区の社協	所在地	電話番号
中央区社会福祉協議会	札幌市中央区大通西 2 丁目 9 中央区役所仮庁舎 5 階	011-281-6113/FAX011-208-0881
北 区社会福祉協議会	札幌市北区北 24 条西 6 丁目 北区役所 1 階	011-757-2482/FAX011-737-7270
東 区社会福祉協議会	札幌市東区北 11 条東 7 丁目 東区民センター 1 階	011-741-6440/FAX011-721-6444
白石区社会福祉協議会	札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8 白石区複合庁舎 1 階	011-861-3700/FAX011-866-8999
厚別区社会福祉協議会	札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 厚別区民センター 1 階	011-895-2483/FAX011-896-4260
豊平区社会福祉協議会	札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目 豊平区民センター 1 階	011-815-2940/FAX011-815-7370
清田区社会福祉協議会	札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目 清田区総合庁舎 3 階	011-889-2491/FAX011-889-2492
南 区社会福祉協議会	札幌市南区真駒内幸町 2 丁目 南区役所 3 階	011-582-2415/FAX011-582-4370
西 区社会福祉協議会	札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 西区役所 1 階	011-641-6996/FAX011-611-6620
手稲区社会福祉協議会	札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 手稲区民センター 1 階	011-681-2644/FAX011-684-8560

令和 4 年 (2022 年) 8 月

発行 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 地域福祉部 自立支援課
〒060-0042
札幌市中央区大通西 19 丁目 1-1 札幌市社会福祉総合センター 3 階
電話番号 011-633-2941

※令和 5 年 (2023 年) 4 月 一部連絡先変更